

都道府県知事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」の一部改正について

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給については、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成20年3月21日付け保発第0321002号。以下「当通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第57号）が告示され、同告示の「B001-7リンパ浮腫指導管理料」が令和2年4月1日より適用されることから、当通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

1 当通知の1を次のように改める。

鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫又は原発性の四肢のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等の購入費用について、療養費として支給する。

2 当通知の2を次のように改める。

上記の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とする。

なお、弾性包帯については、弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブを使用できないと認められる場合に限り療養費の支給対象とする。

○「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 目的  <u>鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清</u>を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫<u>又は原発性の四肢のリンパ浮腫</u>の重篤化予防を目的とした弾性着衣等の購入費用について、療養費として支給する。</p> <p>2 支給対象                      上記の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とする。                      なお、弾性包帯については、弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブを使用できないと認められる場合に限り療養費の支給対象とする。</p>	<p>1 目的  <u>腋窩、骨盤内の広範なリンパ節郭清術</u>を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等の購入費用について、療養費として支給する。</p> <p>2 支給対象                      上記<u>悪性腫瘍術後</u>の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とする。                      なお、弾性包帯については、弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブを使用できないと認められる場合に限り療養費の支給対象とする。</p>